

死亡労働災害多発緊急警報

令和6年6月6日
埼玉労働局

埼玉労働局管内における死亡労働災害が令和6年6月6日現在で12人と前年同期と比較して大幅な増加となり、建設業においては死亡者が5人とその半数を占め、前年同期の5倍となっています。

事故の型別でみると「はさまれ・巻き込まれ災害」3人、「交通事故」3人が多くなっています。

このまま死亡災害が発生し続けると、前年の年間19人、前々年の年間27人を超えることが懸念されます。

このような状況を重く捉え、ここに「死亡労働災害多発緊急警報」を発令し、「全国安全週間準備期間」でもあることから、県内の事業者、労働者をはじめとする関係者に対して、死亡労働災害の撲滅に向け、安全の確保、基本的な安全措置の徹底を図ります。

記

1 発令期間

令和6年6月6日から令和6年7月7日（全国安全週間終了日まで）

2 期間中に特に徹底すること

(1) 安全作業の徹底

リスクアセスメントを実施し、安全な作業計画、作業手順を徹底するため、安全衛生教育を確実に実施し、基本的な安全措置を徹底すること。

(2) 機械によるはさまれ、巻き込まれ災害の防止

安全装置が有効に保持されているか確認すること。また、適正に使用されているか作業内巡視等により確認すること。

(3) 交通災害多発による対策の徹底

過労運転を防止するため、十分な休憩・睡眠時間を確保すること。交通安全教育を実施すること。

(4) 高所からの墜落・転落・踏み抜き

高さ2メートル以上の高所作業では、囲い・手すり等を設けた作業床を確保すること。

(5) 移動式クレーン・重機による災害

アウトリガーは最大張り出しとし、過負荷防止装置を有効保持して、定格荷重の範囲内で適切に使用すること。路肩、傾斜地等で使用する場合は、誘導者を配置すること。

(6) 熱中症予防対策

定期的な水分・塩分の摂取、こまめな休憩をとること。管理者が頻繁にその状況を確認すること。

埼玉労働局管内では、現在死亡労働災害が多発しています。

死亡労働災害多発と全国安全週間準備期間であることに鑑み、ここに「死亡労働災害多発緊急警報」を発令し各事業場に対し、基本的な安全措置の徹底を求めます。

これら死亡労働災害は、県内の広い範囲において発生していることから、県内すべての地域・業種において労働災害防止にかかる意識の高揚を図る必要があります。

各事業場においては、安全衛生活動の総点検をお願いします。

1 安全作業の徹底

リスクアセスメントを実施し、安全な作業計画、作業手順を徹底するため、安全衛生教育を確実に実施し、基本的な安全措置を徹底すること。

2 機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止

安全装置が有効に保持されているか確認すること。また、適正に使用されているか作業内巡視等により確認すること。

3 交通災害多発による対策の徹底

過労運転を防止するため、十分な休憩・睡眠時間を確保すること。
交通安全教育を実施すること。

4 高所からの墜落・転落・踏み抜き

高さ2メートル以上の高所作業では、囲い・手すり等を設けた作業床を確保すること。

5 移動式クレーン・重機による災害

アウトリガーは最大張り出しとし、過負荷防止装置を有効保持して、定格荷重の範囲内で適切に使用すること。路肩、傾斜地等で使用する場合は、誘導者を配置すること。

6 熱中症予防対策

定期的な水分・塩分の摂取、こまめな休憩をとること。管理者が頻繁にその状況を確認すること。

20240606



死亡労働災害多発緊急警報発令！



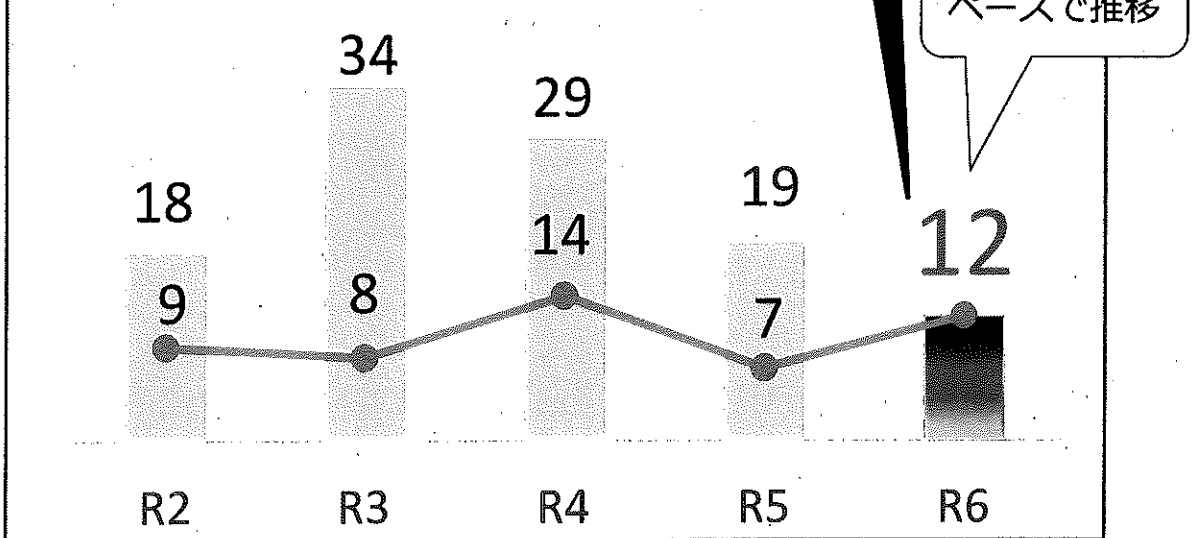
～死亡労働災害を発生させない取組みを～

建設業で【6人死亡】

はさまれ・巻き込まれ【3人死亡】

交通事故【3人死亡】

【年別死亡労働災害発生状況】



令和6年の数値は6月6日現在の速報値であり、また、折れ線グラフは令和6年同期比の人数

厚生労働省

埼玉労働局・労働基準監督署



令和6年 死亡災害発生事例

(令和6年6月7日集計 ※「脳・心臓疾患」、「精神障害」、「新型コロナウイルス感染症」に係るもの及び調査中のものは除く)

埼玉労働局

番号	発生日	発生時間帯	業種	事業規模	被災者年齢層	災害発生のあらまし	事故の型	起因物
1	1月	10時	陸上貨物運送事業	10～49人	40～44歳代	高速度路を大型トラックで走行中、混雑で低速走行中の大型バスに追突したものの。	交通事故	トラック
2	1月	10時	建設業(土木)	1～9人	65～69歳代	道路(公道)端部に埋設された集積材の清掃作業後、同材のふたを閉じる準備作業を行っていたところ、同僚の運転する車両に轢かれたもの。	交通事故	トラック
3	2月	14時	建設業(土木)	1～9人	20～24歳代	立木の伐倒作業において、自ら伐倒していた立木が裂け、激突されたもの。	激突され	立木等
4	2月	5時	廃棄物処理業	50～99人	40～44歳代	フォークリフトを運転して、フレコンバグに詰められた荷を吊り上げ、運搬していたところ、同フォークリフトが横転し、下敷きとなったもの。	転倒	フォークリフト
5	2月	14時	建設業(土木)	10～49人	40～44歳代	敷地内の舗装面を均すため、整地用機械を使用していた被災者が、重機の操作をしながら、重機とともに後進した際に、重機とプラットホームに挟まれたもの。	はさまれ、巻き込まれ	整地・運搬・積み込み用機械
6	3月	11時	社会福祉施設	1～9人	85～89歳代	施設の通用口の前の段差のあるところから道路上に落ち、頭部を打ち付けたもの。	墜落・転落	建築物・構造物
7	4月	14時	製造業	300人～	50～54歳代	作動不良となった装置を修理するため、電源は切り、装置のエアシリンダー一部にあるロックピンを取り外したところ、エアシリンダーが動き、装置の構造部分に頭部が挟まれたもの。	はさまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械

番号	発生日	発生時間帯	業種	事業場規模	被災者年齢層	災害発生のおらまし	事故の型	起因物
8	5月	15時	建設業 (土木)	1～9人	20～24歳代	被災者がドラグショベルの車体後部で倒れているのを発見されたもの。発見された際、ドラグショベルのエンジンはずついた状態であった。	はさまれ、巻き込まれ	掘削用機械
9	5月	9時	その他の事業	50～99人	20～24歳代	中型トラックを運転し、高速道路を走行中、第1車線に渋滞で停車していた大型トレーラーに追突し、同日死亡したものの。	交通事故	トラック
10	5月	9時	建設業 (土木)	1～9人	75～79歳代	橋脚の工事において、クレーン機能付きドラグショベルを用いて、材料を吊り上げ、旋回させたところ、台船上から重機ごと川へ転落したものの。	墜落・転落	移動式クレーン
11	6月	14時	建設業 (その他)	1～9人	20～24歳代	作業のため、屋根上を歩き移動したところ、高さ約8mのガラス製の天窓を踏み抜き、墜落したものの。 災害発生時、被災者は保護帽及び墜落制止用器具を着用していなかった。	墜落・転落	屋根、梁
12	6月	14時	建設業 (土木)	1～9人	50～54歳代	伐採作業において、伐木した木が「かかり木」となった。被災者は、かかられた木の伐木作業を行っていたところ、かかられた木が被災者のいる方向に倒れてきて下敷きになったものの。	激突され	立木等